

關しては、新唐書回鶻傳に、裴羅の時「東極室韋」の記事によりて、當時既に回鶻が此の部を羈屬せしめたるものなるべきを推測したる外、二三の場合に於て此の部に關連せる記事を引用したるに止まれり、然るに通鑑の記する所に據れば、張仲武が那頡啜を破るや

得室韋酋長妻子、室韋以金帛羊馬贖之、仲武不受曰、但殺監使、則歸之

と見ゆ、こゝに曰ふ室韋が室韋諸部中の何れに相當するかは明かならざれども、張仲武が特に回鶻より其の部に置きたる監使を得んとしたるに鑑むるも、此の監使は次に述ぶべき奚・契丹等に置かれたるものと同じく、歳貢を監督すると共に、唐の事情を謀するを務としたるものなること疑無ければ、必ず唐に近き所に居りし室韋に外ならず、此の如く室韋の一部の酋長が回鶻の特勤那頡啜の軍中に在りしことより考ふれば、室韋傳以下すべて記録の明示する所無きに係はず、當時室韋が少くとも其の唐に近き一部のもものが回鶻に附したるものなることは疑無き事實なりとす、思ふに前に引きたる、元和元年(三二九)或は三年(或は)奚が回鶻・室韋の兵と共に、西城(即西受降城)振武を犯したる事實も、蓋し當時勢の盛なりし回鶻に附隨したる關係上、之に従ひて入寇したるものに外ならざるべく、時によりて形勢に變動ありしなるべきは勿論なれど、大體に於て、少くとも興安嶺以西及び陰山地方に在りし室韋は、強盛なる回鶻の勢力範圍の下に在りしものなるべし、此の如く會昌元年の末の事件と思はるゝ那頡啜の敗戦の時に當りては、明かに室韋の一部は回鶻に従ひたるものなれば、當時北と南との兩方面より逼られたる烏介可汗が東北に走りて室韋に依らんとしたるは自然のことと見るべきが、更に舊唐書廻紇傳に據れば

烏介嫁妹與室韋、託付之